高圧・特別高圧【完全市場連動型プラン】

契約締結後交付書面

本書面は、電気事業法第２条の 14 第１項に基づき、お客様のご契約内容について重要な事項を記載したものです。

１．契約について

ご契約年月日・供給地点特定番号について	契約内容一覧表に定めるところによります。
利用料金	**・お客さまの利用料金は、以下の基本料金、電力量料金および供給管理費並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金（電力需給約款附則第１条参照）および容量拠出金反映額（電力需給約款附則第２条参照）の合計額とします。** なお、容量拠出金反映額の概要については次の欄をご確認ください。 **・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。** **・基本料金は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金と同額といたします。**なお、託送供給等約款の定めのとおり、需要場所の負荷の力率に応じて、力率割引または割り増しが適用され、また、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）の基本料金は、半額となります。 **・電力量料金は、以下の(a)、(b)および(c)それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。** **(a) 使用電力量 × 託送従量単価(※1)** **(b) 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷（1－損失率(※4)）×（1＋消費税率）** **(c) 使用電力量 × JPEX が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5) ÷（1－損失率(※4)）×（1＋消費税率）** ※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものとします。 ※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。 ※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場取引における、一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。 ※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。 ※5：N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N＋1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものとします。

	・供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額とします。なお、供給管理費単価は、契約内容一覧表に定めるとおりとします。 **(a) 電気料金の算定期間における使用電力量が 0kWh でないとき** **供給管理費 ＝ 供給管理費単価①【円/kW】×契約電力×（1.85－力率/100）** **＋供給管理費単価②【円/kWh】×使用電力量** **(b) 電気料金の算定期間における使用電力量が 0kWh であるとき** **供給管理費 ＝ 供給管理費単価①【円/kW】×契約電力×50/100** **・予備電力を契約される場合、予備電力の利用の有無にかかわらず、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める予備電力（予備線または予備電源）に係る託送料金と同額の基本料金をお支払いいただきます。**なお、力率による料金の割引及び割増しはしないものとします。また、供給地点における予備電力によって使用した電気の電力量は、常時供給電力によって使用した電気の電力量とみなすものとします。 **・当社は、一般送配電事業者による託送供給等約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により当社が料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいいます。）が必要と判断した場合には、事前に新たな単価・算出方法等の内容およびその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、電力需給契約における料金の改定を行うことができるものとします。**
容量拠出金反映額	**・容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024 年 4 月の起算日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。** **イ） 容量拠出金反映基礎額** **容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1) × 容量拠出金反映基礎額単価(※2)】の算式によって算定する金額とします。** **※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。** **※2：容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年 4 月の起算日から翌年 4 月の起算日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。** **N 月の起算日から N＋1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N 月 1 日から N 月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。** **ロ） 容量拠出金反映調整額**

	容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1）×容量拠出金反映調整額単価(※2)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」（容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわりません。 ※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。 ※2：容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の起算日から翌月の起算日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。 容量拠出乖離額が 0 円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が 0 円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。 N 月の起算日から N＋1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。 ・N－4 月 1 日から N－4 月末日までの期間における容量拠出金 ・N－8 月 1 日から N－8 月末日までの期間における容量拠出金 ・N－12 月 1 日から N－12 月末日までの期間における容量拠出金 ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の起算日から翌翌々月の起算日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。 ・当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。 ・容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの電力需給契約が終了する場合、電力需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。 ・未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法

	にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。
契約電力 供給開始日	電力需給約款および契約内容一覧表に定めるところによります。
供給電圧・ 周波数	供給電圧は標準電圧 6,000 ボルト又は標準電圧 20,000 ボルト以上で、従前のものと同じとします。また、周波数は標準周波数 50 ヘルツ又は 60 ヘルツのいずれか、従前のものと同じとします。
契約期間と 契約の更新	電力需給契約の契約期間は、別に定める場合を除き、当社からの供給開始の日から 1 年後の日の属する月の末日までとします。ただし、当該契約期間の満了に先立ち、契約期間満了日の 3 ヶ月前までにお客さままたは当社のいずれからも相手方に対して電力需給契約の変更または終了の旨の書面による申し出がない限り、電力需給契約は契約期間満了の翌日以降 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
附帯サービス	・お客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下に定める内容の「れいわ(RE100)プラン」（以下、本欄において「本附帯サービス」といいます。）を電力需給契約に附帯することができます。 ・本附帯サービスは、当社がお客さまに供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします。）を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%として供給するよう努め、かつ実質的な二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0kg-CO2／kWh とする環境価値を付与するよう努めるオプションサービスです。 ・本附帯サービスにおいて当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。 **・本附帯サービスを附帯するお客さまの電気料金は、電力需給契約における電力量料金単価について、本附帯サービスの料金相当額として 2.0 円（税込）／kWh を増額した金額を適用するものとします。** ・お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。
保証金	**・電力需給契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想月額料金の 3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができます。**

	・電力需給契約の締結に際し、当社が、お客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが債務の履行を遅延する等、当社が必要と認めた場合には、当社は、お客さまに対し、予想月額料金 3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができます。 ・当社は、託送供給等約款が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、保証金の内容を変更することがあります。 ・電力需給契約が終了した場合において、お客さまの未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客さまに対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後 3 ヶ月以内に、保証金の残額をお客さまに返還するものとします。なお、当社は、契約保証金に利息を付さないものとします。 ・その他保証金に関する詳細は、電力需給約款第 13 条に定めるとおりとします。
部分供給契約の場合の供給形態	・お客さまの需要場所全体において使用される電力のうち、ベース部分を供給する小売電気事業者が供給する需要を越えた部分について、当社が供給いたします。 ・当社の最大需要電力は、お客さまの需要場所全体の最大需要電力からベース部分の供給者の契約電力を差し引いたものといたします。

２．料金の算定およびお支払い

電力料金の適用開始日	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計算と電気料金の算定	・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、お客さまとの協議によって定めます。 ・電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。 イ）電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電力需給契約が消滅した場合 ロ）月の途中で契約電力等を変更することに合意し、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
日割計算	料金の算定期間中に、契約の開始、解約、解除または契約内容の変更によりお客さまに適用される料金の変更があった場合は、日割り計算をいたします。
流通費用調整額の発生について	部分供給時と一供給者による全量供給時とを比較した際に生じる託送料金相当の差異について、一般送配電事業者を通じて流通費用調整額として請求される場合は、お客さまの負担といたします。
電気料金以外の費用	・お客さまの供給設備の工事について、当社が一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、当社に当該工事費相当額をお支払いただきます。なお、部分供給に係る契約を締結している場合、接続契約と需給

	契約の双方の履行に関連し発生する工事費については、協議によってそれぞれの寄与割合を定めるものといたします。 ・料金または費用を、当社が指定した金融機関等を通じての払い込みによりお支払いただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。 **・支払期日を経過してなお料金または費用のお支払がない場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、未払いの債務の合計金額に対して、年 14.5%の割合による遅延損害金を請求する場合があります。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。** **・契約電力を超過して電力を使用した場合、電力需給約款の第 10 条に従い、契約超過金をお支払いただきます。** ・お客さまが一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、一般送配電事業者からの賠償額が発生した場合、当社に当該賠償金相当額をお支払いただきます。
支払方法	電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、当社の指定した金融機関等を通じた払い込み、口座自動振替またはクレジットカード払い等その他の申込書等当社所定の様式に定める方法により、お客さまに支払っていただきます。払い込みに関しては、公共機関関連のみのご対応となります。また、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。
支払の期日	電気需給申込書に記載されたお支払方法の期日にてお支払いをお願いいたします。
信用情報の共有	お客さまが「４．当社からの申し出による契約の解除・変更」内の各事由に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所及び料金の支払状況等について、他の小売電気事業者へ当社が提供することがあります。

３．お客さまからの申し出による契約の解除・変更

契約の変更または解除の申し出方法	・契約電力の増加または減少を希望する場合は原則として変更希望日の 3 ヵ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、書面による当社の了解を得ていただきます。 ・お客さまが契約電力を新たに設定または増加させた後、1 年未満は、契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。 ・契約の解約を希望する場合は希望解約日の 3 ヵ月前までに当社に書面、電話、FAX または電磁的方法により通知していただきます。希望解約日は原則として検針日とします。
中途解約の違約金	**供給開始日または、当社とお客さまとの間で電力需給にかかる条件について変更するための契約の適用開始日から起算して 1 年未満の解約をお客さまが希望される場合については、当該解約日が属する月を 1 ヶ月目とし、お客さまの電力需給契約の直近 3 ヶ月分の基本料金を合算した額を、当社が指定する期日までに、中途解約の違約金としてお客さまは当社に対して支払うものとします。**

４．当社からの申し出による契約の解除・変更

・お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は 15 日前までの通知により電力需給契約を解除する場合がございます。
イ)お客さまが、支払日に代金の一部もしくは全部を支払わないまたは支払日を経過した後に代金を支払ったとき
ロ)以下のいずれかに該当する事由が発生または発覚した場合
・お客さまが一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項に協力しない場合
・お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合
・お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合
・債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合
・その他、電力需給約款の定めに反する事由や、お客さまによる電気の使用が適当でないと当社が判断する事由がある場合
ハ）取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
ニ）仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産または会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
ホ）営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
ヘ）その他お客さまの財産状態が著しく悪化し債権保全のため必要と認められるとき
ト）電力需給約款第 15 条にもとづく供給の停止がされ、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
チ)上記の他、電力需給約款に定める事由が生じた場合
・当社が電力需給契約を解除した場合、前述のお客さまからの申し出による契約の解約に伴う中途解約の違約金と同額、および、当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を、契約精算金として当社に支払っていただきます。
・当社は、解約希望日の１ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、電力需給契約を解約することができるものとします。

５．託送供給等約款の遵守

お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。詳細は電力需給約款第 14 条(2)をご確認ください。
保安に対するお客さまの協力	お客さまが、次のいずれかについてお気付きの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますよう、ご協力ください。詳細は電力需給約款第 14 条(5)をご確認ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合 ・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、または故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがある場合
供給の中止または使用の制限もしくは中止	一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、次の場合には一般送配電事業者により当社またはお客さまに給電指令が行われる場合があること、また、かかる給電指令が行われた場合、これに従い、お客さまに電気のご使用を中止、または制限していただきます。 ・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合 ・一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合
その他	その他、お客さまには託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守していただきます。

６．契約の締結・更新・変更時の説明及び書面交付について

電気事業法に規定する説明すべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾いただきます。
・当社は原則として、交付すべき書面に代えて、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の電磁的方法を用います。
・前段の規定に関わらず、当社が書面を交付することを妨げるものではありません。
・契約の更新時には、更新後の期間のみ書面を交付することなくご説明し、供給条件の変更時には、変更した供給条件のみを電磁的方法を用いてまたは書面を交付の上ご説明いたします。ただし、当該変更が、省令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、説明いたします。
・契約の更新時には、更新後に当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、更新後の期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面（電磁的方法による代替する場合を含みます）を交付し、供給条件の変更時には、当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、変更後の期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面（電磁的方法による代替する場合を含みます）を、契約変更後に交付するものといたします。ただし、当該変更が省令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、契約変更後の書面交付は行わないものといたします。

７．その他

・お客さまは、需要場所の負荷の力率を、８５パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
・当社の責めとならない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。
・当書面に記載がない事項の取り扱いは、電力需給約款をご覧ください。部分供給に係る契約を締結している場合は、電力需給約款に加えて、部分供給の運用にかかる協定書等をご覧ください。

・当社は、託送供給等約款や法令の変更または改廃、経済情勢の変動など、諸設の事由を総合的に考慮して、電力需給約款や料金単価等の個別条件を改定することがあります。この場合、当社は、改定の内容及び効力発生日を、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、予め通知いたします。
・お客さまは、当社が電力需給契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）の規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社、関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

お問い合わせ窓口
Japan 電力株式会社　050-3161-1885（受付時間　平日 9:00～17:00）※定休日　土日祝

小売電気事業者
Japan 電力株式会社（小売電気事業者登録番号　A0179）
東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

販売の媒介または代理を行う事業者
【　　】

販売の媒介または代理を行う事業者は、お客さまと Japan 電力株式会社との間で電力需給契約を締結することについての代理権は有しておりません。
従って、電力需給契約は、お客さまからのお申込に対して Japan 電力株式会社が承諾したときに成立いたします。電力需給契約の成立後に契約の変更等をされる場合にも、原則として Japan 電力株式会社の承認が必要となります。